

# 兵庫県公報

平成29年3月24日 金曜日 第2885号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	2
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 道路の供用開始（同）	17
○ 自動車専用道路の指定（同）	17
○ 自転車歩行者専用道路の解除（同）	18
○ 平成5年兵庫県告示第189号の4（屋外広告物条例に基づく知事が指定する団体）の一部改正（都市政策課）	18
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	18
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（同）	18
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（同）	19
<b>公 告</b>	
○ （主）尼崎池田線外 路面下空洞調査業務に係る公募型プロポーザルの実施（道路保全課）	19
○ 一級河川揖保川水系揖保川圏域河川整備計画の策定（総合治水課）	21
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	21
○ 同 上（同）	22
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	23
○ 落札者等の公示（管理課）	24
<b>教育委員会公告</b>	
○ 落札者等の公示（兵庫県立図書館）	24
<b>正 誤</b>	
○ 平成27年11月24日付け兵庫県公報第2751号中	25
○ 平成28年7月22日付け兵庫県公報第2817号中	25
○ 平成28年11月25日付け兵庫県公報第2853号中	25

## 告 示

### 兵庫県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**味間土地改良区**

退任役員

役員の区分  
理 事

氏 名  
田 中 寛

住 所  
篠山市味間南823番地 1

~~~~~

**兵庫県告示第299号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成25年兵庫県告示第467号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成29年4月4日限りで消滅する。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

仮屋加入区  
森加入区

~~~~~

**兵庫県告示第300号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成29年4月5日から発生する。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

仮屋加入区  
森加入区

~~~~~

**兵庫県告示第301号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
淡路市里字海平891の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第302号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (i) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
田岡化学工業株式会社播磨工場

加古郡播磨町宮西 2丁目10番 6号

工場長 藤 井 健 夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

田岡化学工業株式会社播磨工場

加古郡播磨町宮西 2丁目10番 6号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	33号イ 縮合反応施設 (No. 1)	33号イ 縮合反応施設 (No. 2)			
能 力	20m <sup>3</sup>	同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後10箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	—	—	6～8	8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	2,300	2,300
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	56,700	70,000	1,300	1,300
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	23.81	25.78	0.31	0.32	

備考 汚水等の一部は外部委託処理するとともに、既存特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 3月24日から同年 4月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ

33号イ 縮合反応施設 (No. 3)		33号イ 縮合反応施設 (No. 4)		33号イ 縮合反応施設 (No. 5)		33号ロ 水洗施設 (No. 1、2)	
15m <sup>3</sup>		20m <sup>3</sup>		同 左		20m <sup>3</sup> /基	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	通 常	最 大	最 大	通 常	最 大
—	—	—	—	—	—	6～9	9
—	—	—	—	—	—	145	160
56,700	70,000	56,700	70,000	305,000	610,000	150	180
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
10.82	11	14.7	15	1.81	1.85	6.07/基	6.14/基

33号口 水洗施設 (No. 3)		33号ハ 遠心分離機 (No. 1、2)		33号ニ 静置分離器 (No. 1)		33号ニ 静置分離機 (No. 2)	
20m <sup>3</sup>		0.94m <sup>3</sup> /基		0.5m <sup>3</sup>			
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	通常	最大	最大	通常	最大
10~12	12	—	—	6~8	8	2~3	3
8,410	9,000	—	—	1,000	1,000	390	390
3,134	4,500	56,700	70,000	860	860	73	73
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
13.47	13.6	14.31/基	14.35/基	0.23	0.30	0.11	0.11

33号ニ 静置分離機 (No. 3)		33号リ 廃ガス洗淨施 設		33号ヌ 湿式集じん施 設	
1 m <sup>3</sup>		60m <sup>3</sup> /分		40m <sup>3</sup> /分	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通 常	通 常	最 大	最 大	通 常	最 大
6～8	8	9～11	11	—	—
1,100	1,100	700	1,000	—	—
2,100	2,100	200	300	10,000	20,000
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
0.47	0.50	1.8	1.8	0.3	0.3



**兵庫県告示第303号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

ハリマペーパーテック株式会社  
加古川市別府町西脇2丁目34番地  
代表取締役 西 田 祐 介

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ハリマペーパーテック株式会社  
加古川市別府町西脇2丁目34番地



## (3) 特定施設に関する事項

種	類	23号チ 抄紙施設			
変更前後の区分		変更前	変更後		
能	力	51.4 t/日	同 左		
工事着手予定年月日		既設	同 左		
工事完成予定年月日		既設	同 左		
使用開始予定年月日		既設	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4~7.5	4~7.5	4~7.5	4~7.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	280	420	280	420
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	280	420	280	420
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	700	1,050	700	1,050
	窒素含有量 (単位 mg/L)	14	28	14	56
	リン含有量 (単位 mg/L)	1.4	2.8	1.4	5.6
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		4,277	4,314	4,240	4,362

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	1次加圧浮上槽								
変 更 前 後 の 区 分	変更前				変更後				
型 式	屋外ピット+クッションタンク+傾斜スクリーン+ポセイドン/PPM150SPE型				同 左				
構 造	コンクリート製+ステンレス製				同 左				
主 要 寸 法	7,725m×1.42m×4.083m				同 左				
能 力	4,500m <sup>3</sup> /日				同 左				
汚 水 等 の 処 理 方 式	中和+一時貯留+固液分離+凝集加圧浮上				同 左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設				同 左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設				同 左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	既設				同 左				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続				同 左				
使用時間の季節的変動の概要	なし				同 左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.5~ 8	5.5~ 8	5.5~ 8	5.5~ 8	5.5~ 8	5.5~ 8	5.5~ 8	5.5~ 8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	278	416	225	336	278	416	225	336
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	278	416	225	336	278	416	225	336
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	695	1,040	104	156	695	1,040	104	156
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	13.9	27.2	9.3	18.6	13.9	55.4	9.3	37.2
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	1.39	2.77	0.94	1.86	1.39	5.55	0.94	3.72
ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量(単位 m <sup>3</sup> /日)	4,347	4,469	4,347	4,469	4,347	4,469	4,347	4,469	

生物処理槽							
変更前				変更後			
フリッジ槽+DC-56 三相流動槽				同 左			
コンクリート製+鋼板				同 左			
4.65m×4.65m×5.82m				同 左			
4,500m <sup>3</sup> /日				同 左			
接触酸化				同 左			
既設				同 左			
既設				同 左			
既設				同 左			
24時間連続				同 左			
な し				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5.5～ 8	6～ 8.4	5.5～ 8	6～ 8.4	5.5～ 8	6～ 8.4	5.5～ 8	6～ 8.4
225	336	158	238	225	336	158	238
225	336	158	238	225	336	158	238
424	624	475	700	424	624	475	700
9.4	18.5	7.8	15.5	9.4	37.1	7.8	31
0.94	1.86	0.78	1.55	0.94	3.71	0.78	3.11
0.1未 満	0.1未 満	0.1未 満	0.1未 満	0.1未 満	0.1未 満	0.1未 満	0.1未 満
4,455	4,577	4,455	4,577	4,455	4,577	4,455	4,577

2次加圧浮上槽							
変更前				変更後			
パーマケットコロイドエアセパレーター				同 左			
鋼板製				同 左			
5m×16.8m×2.5m				同 左			
7,000m <sup>3</sup> /日				同 左			
凝集加圧浮上				同 左			
既設				同 左			
既設				同 左			
既設				同 左			
24時間連続				同 左			
な し				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
6～ 8.4	6～ 8.4	6～ 8.4	6～ 8.4	6～ 8.4	6～ 8.4	6～ 8.4	6～ 8.4
155	233	50	60	155	233	50	60
155	233	50	70	155	233	50	70
466	687	57	75	466	687	57	75
7.7	15.3	3	4.9	7.7	30.5	3	9.9
0.79	1.54	0.3	0.49	0.79	3.06	0.3	0.98
0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
4,551	4,673	5,683	5,805	4,551	4,673	5,683	5,805

(5) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変更前		変更後	
排 水 口 名		No. 1	No. 4～9、12、16～28	No. 1	No. 4～9、12、16～28
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	4,066	雨 水 専 用 排 水 口	4,066	雨 水 専 用 排 水 口
	最 大	4,188		4,188	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	6～8.4		6～8.4	
	最 大	6～8.4		6～8.4	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	50		50	
	最 大	60		60	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	50		50	
	最 大	70		70	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	60		60	
	最 大	80		80	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	3		3	
	最 大	5		10	
磷 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.3		0.3	
	最 大	0.5		1	
ふ っ そ 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.1 未 満	0.1 未 満		
	最 大	0.1 未 満	0.1 未 満		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 3月24日から同年 4月14日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



**兵庫県告示第304号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年 3月 1日から同月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市瓦宮一丁目地内



**兵庫県告示第305号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宝塚市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成29年 3月21日から同月31日まで
- 3 作業地域  
宝塚市の一部



**兵庫県告示第306号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（現地測量（数値地形図作成））
- 2 作業期間  
平成27年10月23日から平成28年 8月31日まで
- 3 作業地域  
姫路市勝原区宮田



**兵庫県告示第307号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ修正 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間  
平成28年 6月15日から平成29年 2月27日まで
- 3 作業地域  
神戸市西区王塚台ほか



**兵庫県告示第308号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、清水新田土地改良区から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量並びに国土調査法第19条第5項地図作成）
- 2 作業期間  
平成27年 7月21日から平成28年 3月15日まで
- 3 作業地域  
明石市魚住町清水地内



**兵庫県告示第309号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 3月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 3月24日から 2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に

供する。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼崎港崇徳院線	尼崎市大浜町2丁目30番から 同 市大浜町2丁目1番まで	旧	30.0から 40.0まで	239.0	一部 予定地
		新	30.0から 39.0まで	239.0	
県道 有馬山口線	西宮市山口町中野295番1から 同 市山口町中野291番13まで	旧	12.0から 15.0まで	20.0	
		新	11.0から 15.0まで	20.0	



**兵庫県告示第310号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年3月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年3月24日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 中安田市原線	西脇市羽安町字トイツメ195番5から 同 市市原町字長畑77番4まで	旧	5.0から 25.0まで	2,370.0	
			6.0から 42.0まで	2,426.0	
	西脇市大木町字清水田238番2から 同 市市原町字長畑77番4まで 西脇市羽安町字トイツメ195番5から 同 市市原町字長畑77番4まで	新	6.0から 18.0まで	737.0	
			6.0から 42.0まで	2,426.0	



**兵庫県告示第311号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年3月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年3月24日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 浅野山東線	朝来市和田山町三波字夏谷3007番3から 同 市和田山町藤和字峠3199番2まで	旧	8.0から 32.0まで	94.0	
		新	18.0から 38.0まで	54.0	



**兵庫県告示第312号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年3月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年3月24日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成29年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲本五色線	洲本市中川原町市原字摺井926番1から 同 市中川原町市原字射場612番1まで	旧	10.0から 19.0まで	117.0	
		新	9.0から 17.0まで	117.0	
	洲本市中川原町市原字射場590番2から 同 市中川原町市原字祢宜谷566番2まで	旧	12.0から 24.0まで	142.0	
		新	14.0から 23.0まで	142.0	



**兵庫県告示第313号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年3月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月24日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成29年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 373号	佐用郡佐用町小赤松字家内原747番3から 同 郡同 町小赤松字家内原747番7まで	旧	20.0から 48.0まで	143.0	
		新	22.0から 72.0まで	143.0	



兵庫県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年3月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月24日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成29年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 春日栗柄線	丹波市春日町野瀬字滝ノ尻2024番60から 篠山市栗柄字古世ノ坪1320番1まで	旧	7.0から 129.0まで	567.0	
		新	9.0から 131.0まで	563.0	

兵庫県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成29年3月24日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月24日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼崎港崇徳院線	尼崎市元浜町5丁目5番から 同 市武庫川町2丁目11番8まで	旧	18.0から 39.0まで	587.0	一部 予定地
		新	18.0から 39.0まで	587.0	

兵庫県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図書は、平成29年3月24日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 路線名  
一般国道178号
- 2 指定する道路の部分  
美方郡香美町香住区余部字ドウノサコ578番2から  
同 郡同 町香住区余部字中津640番4まで
- 3 指定する日  
平成29年3月27日



**兵庫県告示第317号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、自転車歩行者専用道路を次のとおり解除する。

その関係図面は、平成29年3月24日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 路線名  
県道中安田市原線
- 2 解除する道路の部分  
西脇市羽安町字トイツメ195番1から  
同 市市原町字長畑77番4まで
- 3 解除する日  
平成29年3月24日



**兵庫県告示第318号**

平成5年兵庫県告示第189号の4（屋外広告物条例に基づく知事が指定する団体）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

(5)中「社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」に改め、(5)の次に次のように加える。

- (6) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社



**兵庫県告示第319号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合  
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）  
設立認可の年月日 平成18年10月2日

2 届出の内容

	氏 名	住 所
理 事 長	上 田 秀 雄	赤穂市浜市298番地1
副理事長	前 田 恒 雄	同 市浜市270番地2
理 事	久 保 利 幸	同 市浜市596番地1
同	児 嶋 佳 文	同 市塩屋314番地3
同	寺 下 勉	同 市浜市446番地2
同	三 上 明 子	同 市浜市213番地5
同	道 脇 博 文	神戸市北区鈴蘭台南町2丁目1番12—202号



**兵庫県告示第320号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称  
明石駅前南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成24年10月から平成30年3月まで
- 3 施行地区  
明石市大明石町一丁目、東仲ノ町及び本町一丁目各地区内の一部
- 4 事務所の所在地  
明石市大明石町一丁目 6番13号
- 5 組合設立認可の年月日  
平成24年9月28日
- 6 事業計画変更認可の年月日  
平成29年3月10日



**兵庫県告示第321号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、明石駅前南地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称  
明石駅前南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成24年10月から平成30年3月まで
- 3 施行地区  
明石市大明石町一丁目、東仲ノ町及び本町一丁目各地区内の一部
- 4 事務所の所在地  
明石市大明石町一丁目 6番13号
- 5 組合設立認可の年月日  
平成24年9月28日
- 6 定款変更認可の年月日  
平成29年3月10日

**公 告**

**(主) 尼崎池田線外 路面下空洞調査業務に係る公募型プロポーザルの実施**

(主) 尼崎池田線外 路面下空洞調査業務について公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 業務概要
  - (1) 業務名  
(主) 尼崎池田線外 路面下空洞調査業務
  - (2) 業務内容  
路面下空洞調査に関する業務一式
  - (3) 本業務の業務規模の上限価格  
29,600千円（消費税及び地方消費税を含む。）
  - (4) 業務期間  
契約日の翌日から平成29年7月6日まで（予定）
- 2 資格要件  
参加表明者は、別途配付する応募要領で定める資格要件を有すること。
- 3 事務局及び配付場所・期間

- (1) 事務局  
兵庫県土整備部土木局道路保全課 保全班 補修担当  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
(電話) 078-341-7711 (内線4398・4471) (FAX) 078-362-4278  
Email : dourohozenka@pref.hyogo.lg.jp
  - (2) 配付場所  
応募要領等を事務局において配布する。  
上記の他、本県のホームページにて公表する。  
(ホームページURL: <http://web.hyogo.jp/ks11/kuudoutyousa.html>)
  - (3) 配付期間  
平成29年3月24日(金)から同年4月10日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、9時から17時30分まで(12時から13時までを除く。)
- 4 参加表明受付等(参加資格審査申請書類の提出及び参加資格審査)
- (1) 提出期間  
平成29年3月27日(月)から同年4月10日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、9時から17時30分まで(12時から13時までを除く。)
  - (2) 提出先  
事務局宛に持参又は郵送(書留)によること。  
※郵送による場合は、提出期限までに必着とする。  
※事務局は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。
  - (3) 提出書類(各1部)
    - ア 参加資格審査申請書(様式1)
    - イ 会社概要(様式2)
    - ウ 委任状(様式3)・・・受任者を選任した場合のみ提出
    - エ 参加表明者の業務実績(様式4)
    - オ 配置予定技術者の業務実績(様式5)
    - カ 参加資格審査結果通知書送付用封筒  
(送付先を明記の上、82円切手を貼付すること)  
※委任状について、委任しない項目がある場合は、速やかにこれに応じること。
- 5 応募図書の提出・作成
- (1) 応募図書の提出  
応募図書は、参加資格審査の上、参加を認められた者(辞退をした者を除く。以下「応募者」という。)のみ提出できるものとする。
  - (2) 応募図書の作成  
応募図書の様式は以下のとおりとする。
    - ア 応募申込書(様式7)
    - イ 企画提案書(1. 業務の実施方針)(様式8)
    - ウ 企画提案書(2. 調査内容に関する提案)(様式9)
    - エ 企画提案書(3. 今後の対策に関する提案)(様式10)
    - オ 見積書(様式11)
    - カ 応募図書審査結果通知書送付用封筒  
(送付先を明記の上、82円切手を貼付すること)
  - (3) 提出方法及び部数  
提出方法: 事務局宛に持参又は郵送(書留)によること。  
※郵送による場合は、提出期限までに必着とする。  
※事務局は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。  
提出部数: 応募申込書(様式7)、見積書(様式11)・・・2部  
企画提案書(様式8、9、10)・・・紙ベース10部、電子データ(CD-R)2部  
提出期限: 平成29年4月25日(火)17時30分
- 6 その他

詳細は応募要領による。



**一級河川揖保川水系揖保川圏域河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川揖保川水系揖保川圏域に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び西播磨県民局龍野土木事務所において公表する。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) マックスバリュ南今宿店  
 所在地 姫路市南今宿1600番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号  
 代表者の氏名 加 栗 章 男
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号  
 代表者の氏名 加 栗 章 男
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成29年10月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,532平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
42台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
50台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
60平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
21.06立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前0時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前0時から翌午前0時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成29年2月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
- (2) 縦覧期間  
平成29年3月24日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
平成29年7月24日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ロイヤルホームセンター西宮津門  
所在地 西宮市津門大塚町1番16
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ロイヤルホームセンター株式会社  
住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号  
代表者の氏名 中 山 正 明
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ロイヤルホームセンター株式会社  
住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号  
代表者の氏名 中 山 正 明
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年10月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
7,500平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数  
258台
- (2) 駐輪場の収容台数  
190台
- (3) 荷さばき施設の面積

72平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

30立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
ロイヤルホームセンター株式会社	午前6時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前5時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

入口2箇所、出口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成29年2月20日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年3月24日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年7月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 銀ビルストアー新宮店、ゴダイドラッグ新宮店

所在地 たつの市新宮町新宮80番12ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社銀ビルストアー	姫路市南町31番地	大塚英木
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2F	浦上晃之

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の収容台数

ア 変更前

58台

イ 変更後

65台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

42台  
イ 変更後  
45台

(3) 駐車場出入口の数及び位置 (位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

ア 変更前  
出入口 3 箇所

イ 変更後  
出口 1 箇所、出入口 1 箇所

4 届出を変更する旨の届出日  
平成29年 3月 3日

5 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 2 課

(2) 縦覧期間

平成29年 3月24日から 4月間



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 3月24日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
平成29年度 (上半期) 用品単価契約【PPC用紙 (B4、A3、A4)】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年 2月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
旭成紙業株式会社 神戸市東灘区魚崎浜町27-21
- 5 契約単価 (税抜)  
B4 1,616円  
A3 1,292円  
A4 1,077円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成29年 1月17日

**教 育 委 員 会 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 3月24日

契約担当者

兵庫県立図書館長 善 部 修

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立図書館 ハンドル式移動書架一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地  
兵庫県立図書館 明石市大明石町2-1-29



- 3 落札者を決定した日  
平成29年 3月 3日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ドテヤマビジネス 神戸市兵庫区中道通 3ー2ー10
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  
31,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成29年 2月 7日

正 誤

○平成27年11月24日付け（兵庫県公報第2751号）  
兵庫県告示第943号（保安林の指定施業要件の変更予定通知）中

(ページ)	1
(行)	下から22
(誤)	宍粟市一宮町三方町字地獄谷 1 の 1、1 の 8 から 1 の 11 まで、字井ノ田 10 の 1、10 の 9、10 の 16、福野字
(正)	宍粟市一宮町三方町字地獄谷 1 の 1、1 の 8 から 1 の 11 まで、字井ノ田 10 の 1、10 の 9、10 の 16、一宮町福野字



○平成28年 7月22日付け（兵庫県公報第2817号）  
兵庫県告示第687号（道路の供用開始）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から16	供用を開始する。	自動車のための一般交通の用に供する供用を開始する。



○平成28年11月25日付け（兵庫県公報第2853号）  
兵庫県告示第997号（道路の区域の変更、供用開始等）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	上から 7	供用を開始し	自動車のための一般交通の用に供する供用を開始し